

衆議院消費者問題に関する特別委員会委員各位

食品表示法付帯決議案についての要望

2013年5月13日

食品表示を考える市民ネットワーク

消費者庁が出した食品表示法案によると、法制定後に加工食品の原料原産地表示、食品添加物表示、遺伝子組み換え食品表示等については順次検討の場を設け、議論を進めていくという計画になっていますが、その中身は不明確であり、消費者として、特に以下の点について懸念しています。

衆議院消費者問題に関する特別委員会の審議において付帯決議を要望いたします。

1. 全ての食品を対象とした、原料原産地表示、食品添加物表示、遺伝子組み換え食品表示基準の見直しおよび改正の検討は、食品表示法成立後直ちに検討会等を立ち上げる等食品表示法の目的に照らし、検討内容及びスケジュールを具体的に示した上で速やかに着手すること
2. 1. の検討会を立ち上げる場合は半数以上の消費者を代表する委員と、表示および情報開示を積極的に実践している事業者で構成すること。
3. 現行の表示事項を削減しないこと。
4. 製造所固有記号を廃止し、法律の原則に従って製造者の住所氏名を表示させること。
5. 必要な場合には製造年月日を表示させることを検討すべきである。
6. 法律の一元化を実のあるものとするため、執行体制を充実強化させること。
7. 表示基準策定において、虚偽誇大広告の禁止(食品衛生法20条)及び消費者を誤認させる表示の禁止も盛り込むべきである。
8. 輸入食品の表示の監視・指導を検疫所で一元的に実施できるように、根拠法を整備・調整し、予算措置を講ずること。
9. 政府は、食品表示法の国民への浸透、事業者の対応状況等を取りまとめるとともに、問題点と解決策を具体的に示し、定期的に国会に報告すること。
10. 食品表示法・制度を担保するために、食品のトレーサビリティ法の制定に取り組むこと。

以上

「食品表示を考える市民ネットワーク」は、2011年11月11日に開催された公開シンポジウム「消費者が考える食品表示一元化」の後、広く消費者の意見を集め消費者が望む食品表示法を実現するために結成されました。現在の構成団体は、食の安全・監視市民委員会／主婦連合会／NPO法人食品安全グローバルネットワーク／新日本婦人の会／生活クラブ生協連合会／グリーンコープ共同体／大地を守る会／NPO法人日本消費者連盟／遺伝子組み換え食品いらない！キャンペーンです。

【問い合わせ先】食品表示を考える市民ネットワーク事務局

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 1-9-19-207

tel 03 (5155) 4756 fax 03 (5155) 4767 [Eメール office@gmo-iranai.org](mailto:office@gmo-iranai.org)